

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月27日 09時03分ごろ
発生場所	福島県いわき市 <small>おなほま</small> 小名浜港漁港区 小名浜港東内防波堤灯台から真方位068°180m付近 (概位 北緯36°56.5′ 東経140°54.9′)
事故の概要	油送船第八漁連丸 <small>ぎよれん</small> は、離岸して後進で西進中、また、漁船第二高栄丸 <small>こうえい</small> は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月28日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 油送船 第八漁連丸、145トン 140778、福島県漁業協同組合連合会 B 漁船 第二高栄丸、6.6トン FS2-3115（漁船登録番号）、個人所有 第210-40301号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船尾部ブルワーク上部の手すりに曲損等 B 左舷船首部ブルワークに欠損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが、操舵室で手動操舵により操船し、機関長を船首部に、甲板員を船尾部にそれぞれ配置して船尾を右舷に振った後、バウスラストを適宜使用しながら、左舷着けしていた小名浜港漁港区東側の船溜まり <small>た</small> の岸壁を離れ、微速力後進で西進した。 船長Aは、操舵室右舷側に行って右舷船尾方を確認したところ、右舷船尾方の東側の船溜まり出入口付近に進入して来るB船を認めたものの、A船の船尾方に係留していた漁船の錨索がA船の船尾方に張り出しており、また、A船が離岸中であるので、A船付近までB船が近づくことはないと思い、操舵スタンド前に戻った。 船尾にいた甲板員は、離岸作業が終了したので、操舵室に移動して旗の掲揚準備等を始めた。 A船は、船長Aが、再度右舷船尾方を確認したところ、約25mまで接近して来たB船を認め、主機のクラッチを中立としたものの、後進行きあしの状態で右舷船尾部とB船の左舷船首部とが衝突した。

	<p>船長Aは、本事故時、電子ホーンを鳴らしていなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが操舵室で手動操舵により操船し、小名浜港内の造船所の上架予定場所に向けて微速力前進の約5～7ノットの対地速力で東進していた。</p> <p>船長Bは、ほとんど動きがないと思った船首方のA船の右舷とB船の右舷船首方にある係留ブイとの約10mの間を通過しようと、約10°右舵を取った。</p> <p>B船は、船長Bが、B船の上架を支援する造船所の引船が右舷船首方に見えたので主機のクラッチを中立にしようとした際、ふと船首方の間近にA船の船尾部を認め、すぐに後進をかけたものの、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、右舷船首方の引船を見ていたので、A船が接近していることに気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、本事故時、最低速力で航行していたので、A船と係留ブイとの約10mの間を通過することに問題はないと思った。</p> <p>船長Bは、本事故時、電子ホーンを鳴らしていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、離岸して後進で西進中、船長Aが、右舷船尾方の東側の船溜まり出入口付近に進入して来るB船を認めたものの、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船が衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、離岸中のA船にB船が近づくことはないと思ったことから、B船に対する見張りを適切に行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、船長Bが、船首方のA船と右舷船首方の係留ブイとの間を通過しようと約10°右舵を取った後、B船を支援する右舷船首方の引船に意識を向け、A船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、A船が後進して衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船にほとんど動きがないと思ったことから、B船を支援する右舷船首方の引船に意識を向けていた可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が離岸して後進で西進中、B船が東進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>船長Aは、本事故後、再発防止策として船尾配置の乗組員を離岸作業後すぐに操舵室の見張り配置につかせることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船信号を実施すること。</li><li>・ 自船の長さを考慮した離隔距離が十分でない場合、他船やブイ等の狭い間を通過することは控えること。</li></ul> |
|--|--|